

文化財保護法の埋蔵文化財関係手続について《各種様式早見表》

| (1) | 提出者 | 手続き | 提出期限 | 提出先 | 宛先 | 回答 | 様式 |
|------------------|--|----------|------------------|------|---------|---------------|-----|
| 周知の埋蔵文化財包蔵地で行う場合 | 民間事業者 | 法第93条 届出 | 着手しようとする日の60日前まで | 市町村等 | 県教委 教育長 | 市町村を通じて 県から指示 | 様式1 |
| | 国・地方公共団体等 | 法第94条 通知 | あらかじめ (着手前まで) | 市町村等 | 県教委 教育長 | 市町村を通じて 県から勧告 | 様式2 |
| | (備考) ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施する場合は、法第93・94条が適用されます。届出が必要な土木工事等は、掘削に限らず土盛りその他の現状変更行為を広く対象とします。 ・ 法第94条が適用される法人については、文化財保護法施行令第1条に政令で定める法人の規定があります。 ・ 県史跡の場合は、現状変更申請のほか当該届出・通知が必要です。 | | | | | | |

| (2) | 提出者 | 手続き | 提出期限 | 提出先 | 宛先 | 回答 | 様式 |
|-------------|---|----------|------------------|------|---------|-----------------|-----|
| 発掘調査を実施する場合 | 調査のため土地を発掘しようとするもの | 法第92条 届出 | 着手しようとする日の30日前まで | 市町村等 | 県教委 教育長 | 市町村を通じて 県から受理通知 | 様式3 |
| | 地方公共団体 (公益法人等調査組織は法第92条) | 法第99条 通知 | あらかじめ | 県教委 | 県教委 教育長 | なし | 様式4 |
| | (備考) ・ 開発事業との調整を図るために実施する試掘・確認調査の場合は通知は不要です。ただし、試掘・確認調査結果報告書等を作成し、今後の協議に備えてください。 ・ 法第92・99条は、周知の埋蔵文化財包蔵地に限らず、埋蔵文化財包蔵地にも適用します。 ・ 県指定史跡の場合は提出、国指定史跡で現状変更許可申請を行い許可された場合は不要です(埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則第3条)。 ・ 発掘調査終了後、県教委へ発掘調査終了報告書を提出してください。 ・ 法第92条には、聴聞・罰則規定があります(法第154、202、203条)。 | | | | | | |

| (3) | 提出者 | 手続き | 提出期限 | 提出先 | 宛先 | 回答 | 様式 |
|---------------|--|----------|------|------|---------|-----------------|-----|
| 工事中に遺跡を発見した場合 | 土地の所有者・占有者 | 法第96条 届出 | 遅滞なく | 市町村等 | 県教委 教育長 | 市町村教委を通じて 県から指示 | 様式5 |
| | 国・地方公共団体等 | 法第97条 通知 | 遅滞なく | 市町村等 | 県教委 教育長 | 市町村教委を通じて 県から勧告 | 様式6 |
| | (備考) ・ 法第96条には聴聞・罰則規定があります(法第154、203条)。 | | | | | | |

| (4) | 提出者 | 手続き | 提出期限 | 提出先 | 宛先 | 回答 | 様式 | |
|----------|---|----------|-----------------|--------|---------|---------|---------|-----|
| 発見した器物等を | 中核市の場合 | 文化財発見通知 | 発見の日の次の日から7日以内に | 所管の警察署 | 所管の警察署長 | なし | 様式7 | |
| | 中核市以外の市町村 | 埋蔵物発見届 | | | | | 届出 | 様式8 |
| | 両者 | 埋蔵文化財保管証 | 提出 | 上記と同時 | 県教委 | 県教委 教育長 | 県帰属日通知等 | 様式9 |
| | (備考) ・ 遺失物法第4条又は法第100条が適用されます。 ・ 埋蔵文化財保管証には、所管警察署へ届け出た際の発見通知・届の写しを添付してください。 | | | | | | | |